

一般社団法人福島県薬剤師会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第6条第2項の規定に基づき、本会の会員の構成、入会及び退会並びに変更に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次条及び第4条から第6条のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、定款第5条に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の種別)

第3条 正会員は次の3区分とする。

(1) 正会員A

- ア 薬局又は店舗販売業、卸売販売業（以下「薬局等医薬品販売業」という。）を開設する代表者
- イ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業又は製造業（以下「医薬品製造販売業等」という。）を営む者
- ウ 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業等に勤務する管理者、総括製造販売責任者又は責任技術者である者

(2) 正会員B

- ア 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業等に勤務する者のうち正会員A以外の者
- イ 県内の行政機関に勤務する公務員で薬剤師免許取得後15年を超えた者
- ウ イ以外の病院・診療所及び教育機関並びに検査機関等に勤務する者

(3) 正会員C

- ア 正会員A及びB以外の者
- イ 薬剤師免許を使用しない職に勤務している者
- ウ 無職の者

(賛助会員の種別)

第4条 賛助会員は次の2区分に分けるものとする。

(1) 賛助会員A

- ① 薬局経営者
- ② その他希望する個人及び団体

(2) 賛助会員B

- ① 薬剤師以外の薬品の製造業及び卸売業等の関係者
- ② 医薬品販売に従事する者
- ③ 薬科学生（薬剤師以外）

(特別会員の種別)

第5条 特別会員は次のとおりとする。

- (1) 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- (2) 薬剤師になる資格のある者

(名誉会員の種別)

第6条 名誉会員は、日本薬剤師会において名誉会員とされた者、又は薬学及び薬業の進歩発展及び本会の目的の達成に特に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会において承認された者に贈る栄誉の称号とする。

- 2 名誉会員の推薦基準は、原則として、本会の表彰を受けた者で、薬学及び薬業の進歩発展に特に功労のあった者の中から選考する。
- 3 前項の推薦基準を満たした者について、理事会の決議を経て、会長が総会に推挙する。
- 4 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(入会手続)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書（第1号様式）に必要な事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、正会員にあっては薬剤師免許証の写しを添付し、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

- 2 会長が不要と認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。
- 3 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に常任理事会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本会の会員であった者で、会員資格を喪失したときの未履行の義務を、履行した者であること。
 - (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。
- 4 会長は、常任理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）を、入会申込者に通知しなければならないとともに、日本薬剤師会に会員登録するものとする。
- 5 名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、理事会の推薦により、総会において承認を得た後、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第8条 入会者は、会員の種別、所属薬剤師会ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、

総会の決議により定める会費規則によるものとする。

(変更)

第10条 会員は、勤務先及び自宅住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更報告書（第4号様式）を本会に提出しなければならない。ただし、正会員にあっては、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、会員証（第3号様式）を添えて退会届（第5号様式）を本会に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、正会員にあっては、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

4 前各号により会員資格を喪失した場合、既に納入した会費等は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第12条 過去に本会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第7条の規定を準用する。ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納会費等を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

2 除名により、会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規則を改正、廃止する場合には、理事会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人福島県薬剤師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

<変更経過>

1 平成25年6月23日（一部変更）

2 平成26年6月22日（一部変更）